宮崎市発注の工事及び建設コンサルタント等業務委託における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

宮崎市契約課作成

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に発生している状況から、感染予防の重要性に鑑み、下記のとおり取り扱いますので、よろしくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応について、新たな対応がある場合は、随時更 新します。

記

1 健康管理について

現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、可能な限り感染予防の対応を徹底するとともに、工事従事者又は業務従事者の健康管理に留意してください。

2 連絡体制について

工事担当課(業務委託にあっては、業務担当課。以下同じ。)と受注者との間で、所要 の連絡体制の構築を図ってください。

工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明 した場合には、速やかに受注者から工事担当課に報告し、保健所等の指導に従い、感 染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じ てください。

3 一時中止措置等について

宮崎市が発注する設計金額130万円を超える工事及び設計金額50万円を超える 建設コンサルタント等の業務委託(以下「工事等」という。)については、宮崎市工事 請負契約約款又は宮崎市業務委託契約約款の関係規定の趣旨に則り、以下のとおり受 注者に対する一時中止措置等を適切に行うものとしています。

なお、通年維持工事(道路舗装や公園等に係る維持修繕の単価契約)など、公物管理等に支障をきたすものは、この限りではありません。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

【3月30日追加・修正】

これまで、工事担当課は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等

を最長で令和2年3月19日まで一時中止措置を行ってきたところでありますが、工事担当課は、一時中止措置等を実施している受注者に対し、当該措置の延長について意向を確認します。

また、これまで一時中止措置等を実施していない受注者が工事等の一時中止等の意向を工事担当課に申し出た場合も、同様の対応を行います。

ア 受注者から工事等の一時中止等の申し出があった場合

延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に 向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員自身の 健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、市町村など地方公共団体からの活動 自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受 注者の責めに帰すことができないものとして、各契約約款の規定に基づき、工事 等の一時中止や設計図書等の変更を行います。

なお、受注者が工事等の一時中止等を申し出ることができる場合には、工事従 事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従 事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止 等を行う必要がある場合を含みます。

また、完成又は完了の通知を既に行った工事等について工事等の一時中止等を 行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、当該完 成又は完了の通知を撤回(取り下げ)していただいた上で、工事等の一時中止等 を行うこととします。

イ 一時中止や設計図書等の変更を行った場合

各契約約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変 更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応します。

ウ この対応を行う期間

別途お知らせするまで行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応について

工事担当課は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染者が確認された場合には、上記(1)に準じて対応します。この場合において、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、感染が確認された日から一定の期間(例:他の従事者に感染していないことが確認できるまでの期間)を設定するなど、適切な対応を行います。

4 一時中止措置等の対象拡大について

【3月30日追加】

工事(業務)従事者の新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの 感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、<u>これらにより資機材等</u> <u>が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合</u>について も、受注者の責に帰すことができないものとして、一時中止措置等を行うことができ るものとします。

5 検査、打合せ等の対応

打合せ等の実施にあたっては、可能な限りメール等を活用するなど、工事担当課と 受注者との間で協議の上、適切に対応してください。

なお、対面での検査、打合せ等を実施する場合には、必要最小限の人数で実施する とともに、可能な限り広い部屋での実施やマスクを着用する等、感染予防の対策を徹 底してください。

また、検査を行った場合には、監督員が検査に出席した受発注者双方の全員の氏名等を記録させていただきます。

6 その他

具体的な対応については、工事担当課にお問い合わせください。